

474 番 10、474 番 11、475 番 2、475 番 3、475 番 5、475 番 6

神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台 415 番 8 と同 416 番 5 に挟まれ同 417 番 5 と同 425 番 3 に挟まれるまでの道路敷、神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地 417 番 1 と同 420 番 1 に挟まれ同 417 番 3 と同 420 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同 420 番 1 と同 421 番 1 に挟まれ同 420 番 2 と同 421 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同 422 番 1 と同 422 番 2 に北隣する道路敷を含む。

(3) 指定に至る調査成果

ア 自然的調査の成果

(ア) 地形・地質

橋樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年及び北野川、宮前区野川本町 3 丁目は、多摩丘陵に立地している。多摩丘陵は、東京都の南西側にあつて、西側の関東山地から南東側の神奈川県横浜市へと緩やかな起伏をもって連なり、北側に多摩川低地、南側に相模野台地が広がっている。

多摩丘陵については、西部地域は東に向かって標高が約 220m から約 120m へ徐々に低くなっており、丘陵の頂部に、約 50 万年前に相模川の扇状地として形成された御殿峠礫層と呼ばれる円礫層が見られ、その上を関東ローム層が覆っている。この比較的平らな丘陵面は多摩 I (T1) 面と呼ばれている。丘陵東部地域、川崎市多摩区登戸付近から南側の地域は、標高約 100m から約 80m ほどの丘陵面をもつ地域で、多摩 II (T2) 面と呼ばれている。おし沼砂礫層と名付けられた、約 25 万年前に堆積した海成層の堆積面である。多摩 II 面の東側の地域は、標高 45m から 30m の台地が広がっており、約 13 万年前の最終間氷期の海進堆積物として、当該地域における模式層とされる下末吉層の堆積面（下末吉 (S) 面）で、専門家の間では、下末吉台地という名前で知られている。

この地域は、東京都多摩地方から延びる多摩丘陵に樹枝状に開析された谷戸が入り込み、丘陵平坦面と谷戸が複雑に絡み合う地形が特徴といえる。橋樹官衙遺跡群は、北側及び北東側を流れる多摩川右岸から約 2.6km の距離にあたり、多摩川中流域南岸の沖積低地を望む多摩丘陵の頂部、通称「伊勢山台」、「影向寺台」と呼称されている平坦面に立地する。伊勢山台及び影向寺台は標高 40～42m で、平坦部の最長距離は東西が約 650m、南北が伊勢山台で約 250m、影向寺台で約 350m を測る。また、北側の沖積低地との比高差は約 30m で、丘陵上からは多摩川や矢上川の沖積低地を一望できる。

(イ) 生き物

橋樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年及び北野川、宮前区野川本町 3 丁目における生き物に関する詳細な調査は行われていない。川崎市内における生き物に関する情報（種数等）については、麻生区黒川や多摩区柘形の生田緑地等で、市や市民団体等による生き物調査を実施しているとともに、水質調査等の一環として継続的な生き物調査が実施されているほか、多摩川における国の調査（河川水辺の国勢調査）、環境影響評価に伴う調査（主に陸上対象）等が実施されている。これら生き物に係る調査結果の一部を用いて、生き物の種数等を整理したものが第 1 表である（「生物多様性かわさき戦略」第 2 章、表 2-1 [pp. 13]

より引用)。この表中の種数の値は、既に川崎市内で見ることができなくなっているものが含まれている可能性があるとともに、この種数のみで川崎市の生き物や生き物の生息・生育環境とその変化等を捉えることは困難であるため、川崎市全体における生き物の現状を必ずしも表していないが、一部では個体数や分布範囲の増加あるいは減少が指摘されている種や分類群も見られるところから、それらは生息・生育環境の変化を示している可能性はある。しかし、生き物の個体数自体が気候や食料等の複合的な要素によって年により自然に変動する可能性があることを考慮すると、増加や減少等の傾向は単年度の調査や過去の情報の集計だけでは判断しにくいのが現状である。

橘樹官衙遺跡群の保存・活用を図っていくにあたっては、官衙が展開した古代における生き物（植生や生物等）を知る必要があることから、今後詳細な調査を実施する必要がある。

第1表 川崎市内における生き物の確認種数（「生物多様性かわさき戦略」（令和4（2022）年）より）

分類群	植物	哺乳類	鳥類	は虫類	両生類	昆虫類	魚類	計
種	1,183	7	91	12	6	1,011	25	2,335

イ 歴史的調査の成果

(7) 歴史的な経過

「橘樹官衙遺跡群」や「橘樹郡家」の「橘樹（たちばな）」は、古代の地方行政単位の1つである橘樹郡を指している。橘樹の名の初見は、『日本書紀』安閑天皇元（534）年条の記事に掲載される、「横渟^{よこぬ}・「多氷（多末）」^{おほひ（い） たま}・「倉櫟（倉樹）」^{くらす くらき}」とともにヤマト王権に献上された4ヶ所の屯倉の1つとしての「橘花」屯倉である。その後、和銅6（713）年に、地名は2字の好字を用いて表記するという勅（通称「好字令」）が出されたことにより、おそらく「たちばな」を表記する漢字が「橘」一文字もしくは「橘花」であったものが、前者は勅に倣って「樹」を付け加え、後者は「花」を吉祥字である「樹」に変えて「橘樹」とし、それぞれそのまま「たちばな」と呼んだのではないかと推測されている。この橘樹の名を冠した橘樹郡は、現在の川崎市とほぼ同じ領域を有していたと考えられる（第1図）。

その古代橘樹郡の役所跡（橘樹郡家跡）が確認されている千年伊勢山台遺跡が所在する高津区千年は、近世から明治初期まで清沢村と岩川村に分かれていたが、明治元（1868）年、神奈川県を経て神奈川県に所属し、明治8（1875）年に清沢村と岩川村が合併して神奈川県橘樹郡千歳村、さらに明治11（1878）年に千年村に村名変更した名が町名として現在に引き継がれている。千年村はその後、明治22（1889）年の市制町村制施行とともに神奈川県橘樹郡橘村の一部になるが、昭和12（1937）年に川崎市に編入されるまで、この地域では「橘樹」・「橘」という地名が伝統的に引き継がれた。翌年の昭和13（1938）年に現在の宮前区・多摩区にあたる地域が川崎市に編入されたことで、古代から続いた橘樹郡は消滅したが、「たちばな」の名称は、現在でも地区名や学校・施設・企業等の名称として地域の中で生き続けている。

影向寺遺跡が所在している高津区北野川・宮前区野川本町3丁目³は、近世から明治初期まで上野川村と下野川村に分かれていたが、明治元（1868）年、神奈川県を経て神奈川県に所属し、明治8（1875）年に上野川村と下野川村が合併して神奈川県橘樹郡野川村となった。そして、明治22（1889）年の市制町村制施行とともに神奈川県橘樹郡宮前村となった。その

後、昭和13（1938）年に川崎市に編入され川崎市野川になり、昭和47（1972）年の政令指定都市移行に伴い川崎市高津区野川となった。さらに、昭和57（1982）年に高津区から宮前区が分区した際、川崎市高津区野川と宮前区野川に分かれ、平成30（2018）年の住居表示実施で、現在の川崎市高津区北野川と宮前区野川本町3丁目となり、現在に至る。

橘樹官衙遺跡群が所在する高津区千年・北野川及び宮前区野川本町1～3丁目周辺は、多摩丘陵が大小の河川によって開析され樹枝状に張り出した台地・丘陵を形成しており、平坦面や斜面に旧石器時代から中・近世までの遺跡が広く分布しており、川崎市域における遺跡密集地域の1つである（第7図）。また、多くの発掘調査が実施されており、非常に大きな成果が挙げられている。

ここでは、本遺跡群周辺の主要な遺跡について時代ごとに概観したい。（本文中の（ ）数字は第7図の遺跡の番号に対応する）

旧石器時代

橘樹官衙遺跡群周辺において旧石器時代の遺跡が発見された例は非常に少なく、千年伊勢山台遺跡南東側の丘陵上に所在する子母口貝塚（18）、北西側の丘陵上に所在する三荷座前遺跡（6）・新作小高台遺跡（37）・新作池ノ谷遺跡（38）等で尖頭器やナイフ形石器が発見されている。ただし原位置を保つ資料が少なく、当該期の様相を明らかにするのは困難である。

縄文時代

縄文時代については、早期後葉から前期中葉の遺跡が多く見られる。早期後葉の貝塚である子母口貝塚（神奈川県指定史跡）は当該期の土器型式の1つである「子母口式土器」の標式遺跡であり、市内に所在する2ヶ所の標式遺跡の1つである。このほか、早期後葉の竪穴建物が検出された野川北耕地遺跡（24）や炉穴が発見された新作小高台遺跡が挙げられる。前期では、諸磯式期と推定される貝塚が検出された影向寺裏貝塚（3）や新作貝塚（35）、諸磯b式期の小規模集落が発見されている三荷座前遺跡、黒浜式期等の遺構が検出された新作池ノ谷遺跡等の遺跡が存在しており、縄文時代前期から始まった温暖化による海水面の上昇（縄文海進）により、内陸まで入り込んだ海に近い丘陵上に集落や貝塚が形成されたと考えられる。

また、橘樹官衙遺跡群の南西側に位置する十三菩提遺跡は前期末葉の土器型式の1つである「十三菩提式土器」の標式遺跡であり、子母口貝塚と同じく市内所在の標式遺跡である。この前期末葉以降、この地域では遺跡数が減少する傾向が見られ、中期以降で遺構を伴う遺跡としては新作小高台遺跡が存在するのみである。本遺跡群においても、黒浜式期を中心とする前期中葉の竪穴建物や遺物が多く発見されるが、中期以降は、ほとんど遺構・遺物がなく、周辺地域と同様の傾向が見られる。

弥生時代

弥生時代については、中期後葉より遺跡が見られはじめ、後期に入ると非常に増加する傾向が見られる。中期の遺跡としては、橘樹郡家跡が確認されている千年伊勢山台遺跡・千年伊勢山台北遺跡（1）で中期後葉の宮ノ台式期に属する竪穴建物が発見されたほか、影向寺

遺跡でも当該期の遺物が出土しているが、非常に少ない。後期は、竪穴建物や方形周溝墓が検出されている遺跡だけでも、千年伊勢山台遺跡・千年伊勢山台北遺跡・影向寺遺跡（2）・下原宿遺跡（14）・子母口富士見台遺跡（17）・子母口根方遺跡（18）^{しほくちねかた}・野川神明社遺跡（5）・三荷座前遺跡・野川東耕地遺跡（8）・千年-8遺跡（30）・新作二丁目遺跡（31）・新作池ノ谷遺跡・新作小高台遺跡・末長遺跡（40）等、多くの遺跡が存在している。特に、川崎市高津区千年字伊勢山台・蟻山・上原宿から宮前区野川本町3丁目にかけての千年伊勢山台遺跡・影向寺遺跡・野川神明社遺跡では、これまでに数多くの発掘調査が行われ、環濠に囲まれた後期の集落跡が確認されている。この地域では、長軸8mを超える竪穴建物が多く見られるとともに、壺棺が確認された方形周溝墓を含む墓域等が確認される等、市域における当該期の拠点集落であると考えられる。

古墳時代

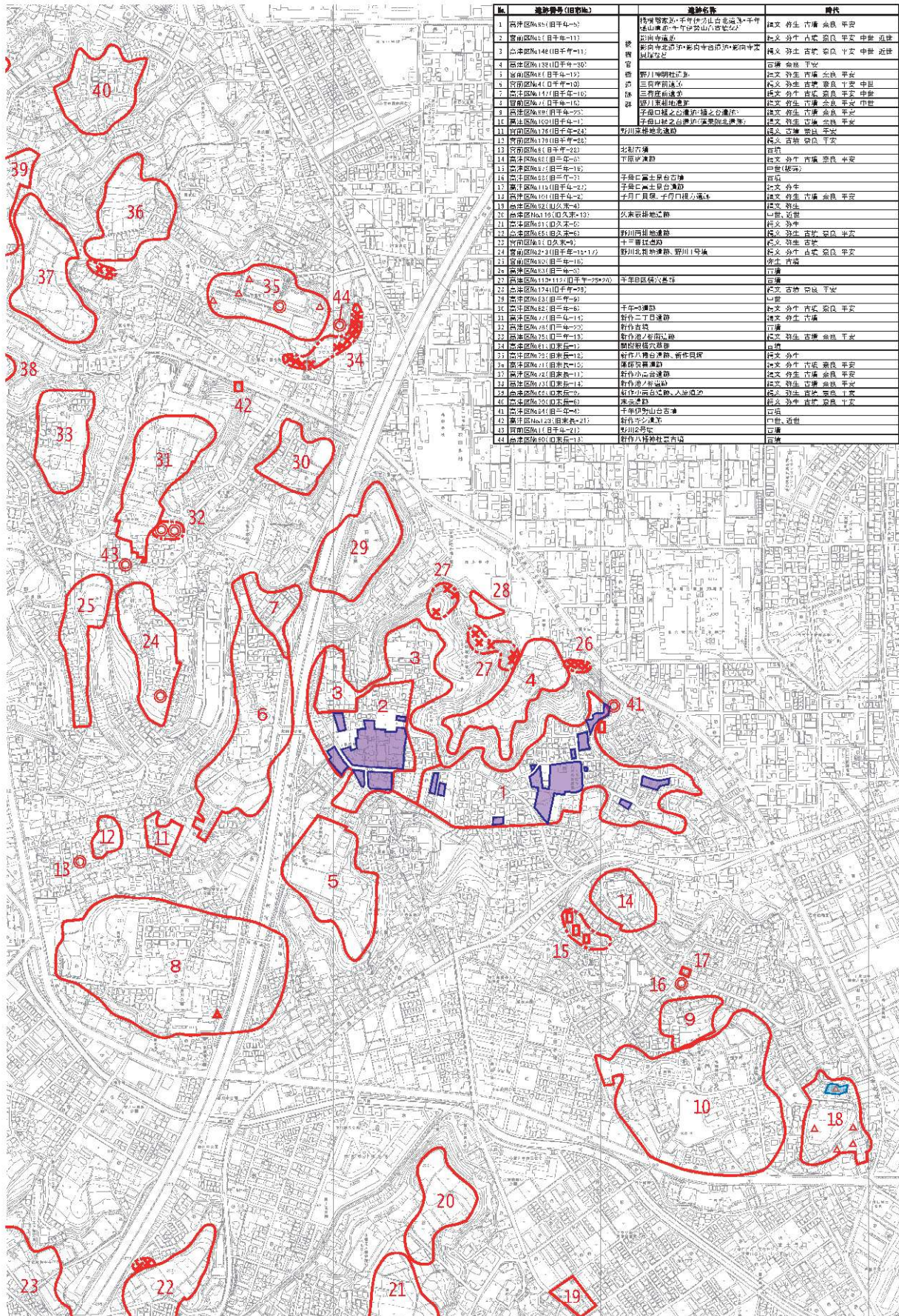
古墳時代については、集落跡を見ると、前期は末長遺跡や新作小高台遺跡等の弥生時代後期から継続する遺跡が多く見られるが、中期になると非常に少なくなり、末長遺跡等数ヶ所の遺跡が存在するのみである。しかし、後期になると遺跡数は非常に増え、千年伊勢山台遺跡・影向寺遺跡だけでなく、橘樹官衙遺跡群を構成する子母口植之台遺跡（9・10）、三荷座前遺跡、野川神明社遺跡、野川東耕地遺跡、野川北耕地遺跡やその北西側に位置する新作小高台遺跡等が存在する。

橘樹官衙遺跡群内及びその周辺地域に所在する古墳としては、子母口富士見台古墳（16）・千年伊勢山台1～3号墳（41）、野川1号墳（24）、新作古墳（32）^{さいふくじ}・西福寺古墳（神奈川県指定史跡）^{すえながむこうだい}・末長向台1～5号墳^{まぎぬ}・馬絹古墳（神奈川県指定史跡）等があり、「梶ヶ谷古墳群」と総称されている。また、古墳が築造された丘陵の斜面部には横穴墓も築造されており、千年伊勢山台遺跡東側に千年B区横穴墓群（27）、橘樹官衙遺跡群北側に間際根横穴墓群（34）等が存在している。

これら古墳・横穴墓の中で、馬絹古墳は7世紀後葉に築造されたと考えられ、玄室・前室・前前室の3室をもつ複室式の横穴式石室である。石室は持ち送り式の截石切組積で構築されるとともに、玄室奥壁などに白色粘土で円文が描かれる等、古代朝鮮半島の古墳の影響を受けた当時の先端技術が見られる。また、馬絹古墳の被葬者は高い文化レベルをもった人物であったと推定され、飛鳥時代にこの地域を治めた有力者の墓であると想定される。この時期は、古代寺院の造営や橘樹郡家に先立つ橘樹評段階の建物群造営時期に非常に近いことから、これら施設の造営との関係性も注目されている。

前述したように、『日本書紀』の安閑天皇元（534）年条には、武蔵国造の乱と呼ばれる争いの終結後、武蔵国造と認められた笠原直使主が朝廷に屯倉4ヶ所（横淳・橘花・多米・倉櫛）を献上した記事がある。この橘花屯倉については、「子母口の橘樹（立花）神社を異称地名としてみれば、今日の幸・中原・高津・宮前各区にまたがる市域の北半部に当たることは疑いない」（鈴木1993）と考えられていることから、本遺跡群を含む周辺地域と橘花屯倉との関連性が推定できる。

更に、本遺跡群の影向寺遺跡やその周辺の遺跡では、飛鳥時代（7世紀代）の竪穴建物等が密集して検出されており、その後の古代寺院造営、橘樹評及び橘樹郡家成立に至る地域社会の中心地としての萌芽が見られる。



第7図 史跡橋樹官衙遺跡群周辺の遺跡

奈良・平安時代

奈良時代～平安時代については、本遺跡群を構成する千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕、影向寺遺跡、子母口植之台遺跡（蓮乗院北遺跡）（10）、影向寺台遺跡（3）、野川神明社遺跡、野川東耕地遺跡だけでなく、その周辺に位置する野川東耕地北遺跡（11）、新作池ノ谷南遺跡（33）、薬師院裏遺跡（36）、新作小高台遺跡等の遺跡が知られている。これらの遺跡のうち、千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕では平成8（1996）年の千年伊勢山台北遺跡（河合ほか2000）の調査やその後の44次に及ぶ調査で、伊勢山台地区・蟻山地区・上原宿地区にかけて、武蔵国橋樹郡家の正倉と推測される倉庫群をはじめ、官衙関連遺構が広範囲に広がっている様相が明らかになっている（市教委2005・2014・2018）。

影向寺遺跡では、これまで43回の調査が実施されており、7世紀後葉の創建と推定される影向寺に関わる遺構や影向寺創建以前の大規模掘立柱建物等、多くの建物跡が確認されているとともに（久保・大三輪1975、伊東・竹石ほか1981、竹石・澤田・野中1984、伊東ほか1986、川崎市1988、河合・伊東2008）、「无射志国荏原評」という国評銘が刻書された瓦が出土する等（竹石・原2002）、橋樹郡家との密接な関係が窺える遺跡である。

また、本遺跡群を構成する子母口植之台遺跡（蓮乗院北遺跡）は、8世紀後葉と推定される総柱建物や側柱建物が確認され、橋樹郡家正倉院の別院または橋樹郷に関連する遺跡として注目されている。

橋樹官衙遺跡群の北に位置する新作小高台遺跡は、武蔵国が奈良時代末期の宝亀2（771）年に東山道から東海道に編入されて以降に設置された駅家である「小高駅家」の候補地ともされる遺跡である。過去の調査で小高駅家に関連する遺構は発見されていないが、平安時代の集落跡が検出されている。さらに本遺跡群北西側に位置する新作池ノ谷遺跡では、古代の地域拠点である郡家間を結んだ古代伝路の可能性もある道路状遺構が検出されている。このほか、本遺跡群が立地する丘陵東側に広がる多摩川右岸低地部には、古代以来の条里地割の区画がわずかに残存している可能性も指摘されている。

さらに、川崎市域を含む、横浜市から東京都稲城市等にかけての多摩丘陵上は、火葬蔵骨器が濃密に分布する地域であり、東国社会への仏教思想の浸透を表しているとともに、その埋納形態等から渡来系氏族の影響が推測されている。『続日本紀』の神護景雲2（768）年6月21日条には「武蔵国橋樹郡人飛鳥部吉志五百国。於同国久良郡獲白雉献焉」との記事があり、飛鳥部の姓は「多く百濟帰化人を組織せしものにして、又飛鳥戸とも記す。其の伴造を飛鳥部と云ふ。又吉士姓、宿禰姓、公姓等の貴族あり。」とされており、橋樹郡に百濟系有力氏族であった飛鳥部吉志一族が居住していたことが知られる。

中世・近世

中世・近世については、これまでほとんど遺跡の調査はされてこなかったが、近年発掘調査事例が増加する傾向が見られる。中世の遺跡では、建物や井戸等が発見された植之台遺跡、南北にのびる溝と井戸が発見された野川東耕地北遺跡（渡辺ほか2009）、東西に伸びる大規模な溝が検出された野川東耕地遺跡、掘立柱建物や地下式横穴が発見された三荷座前遺跡第3地点（未報告）等が挙げられる。

近世の遺跡では、井戸が発見された子母口植之台遺跡第2地点や新作小高台遺跡が見られる。

橘樹官衙遺跡群では、千年伊勢山台遺跡伊勢山台地区で板碑が出土している。また、影向寺遺跡が所在する影向寺境内には、中世に築かれた土塁の一部が残存するとともに、境内及びその周辺から板碑や石臼、中世陶磁器等が出土している。

以上、本遺跡群及びその周辺には、旧石器時代から中・近世までの遺跡が広く分布しており、川崎市域における遺跡密集地域の一つである。また、この地域では数多くの発掘調査が実施され、非常に大きな成果が挙げられている。特に、本遺跡や影向寺遺跡における発掘調査の成果により、地方官衙・寺院の成立といった古代律令国家成立期の様相が明らかになりつつあり、これらの成果とその周辺における調査成果を総合的に検討した上で、この地域における歴史の解明をより一層進めていく必要がある。

(4) 橘樹官衙遺跡群の調査成果（第2～5表）

①千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕

(a) 千年伊勢山台北遺跡の調査

橘樹郡家跡の調査を実施する直接の発端となったのは、平成8（1996）年に川崎市高津区千年字伊勢山台で宅地造成事業が計画されたことによる。この宅地造成事業に伴い、平成8（1996）年6月13日～8月9日に「千年伊勢山台北遺跡」の発掘調査が実施されたが、この調査は盛土などによって現状保存できる住宅建設範囲は対象とせず、遺跡に影響を及ぼす道路計画範囲を対象に進めた。限られた範囲の調査であったが、この発掘調査で東西方向に整然と並ぶ7棟の掘立柱建物跡が発見された。これらの総柱建物の規模・構造・配置などには、各地の郡家遺跡で明らかになりつつあった正倉群と同様の特徴が認められることから、この遺跡が古代武蔵国橘樹郡の役所である橘樹郡家の正倉跡ではないかと推定された。神奈川県内で郡家と推定される遺跡の発見としては、武蔵国都筑郡家（横浜市都筑区）、相模国鎌倉郡家（鎌倉市）、相模国高座郡家（茅ヶ崎市）に次ぐ4番目の例であり、非常に貴重な遺跡であることが判明した。

(b) 橘樹郡衙推定地確認調査事業

千年伊勢山台北遺跡の調査による重要な発見を受け、市教委では、川崎市の歴史・文化を解明する上で重要な遺跡であると判断し、本遺跡が所在する川崎市高津区千年字蟻山・伊勢山台・上原宿を対象として、橘樹郡家の詳細な内容を把握するための確認調査を実施することが必要と判断した。そこで、市教委は、平成8・9（1996・1997）年度に学識経験者からの指導・助言を受けながら事前準備を進めるとともに、地元の千年町会や調査を実施する土地所有者への調査協力の依頼を行う等の調整を経て、橘樹郡家跡の範囲や内容を確認するため橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施することとし、平成10（1998）年度から平成15（2003）年度までの6年間、高津区千年字伊勢山台及びその隣接地を対象として確認調査（千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第1～8次調査）を実施した。このうち、第1～6次調査までは、正倉院と推定される地区の性格究明や郡庁所在地確認などのために、地権者の協力を得て発掘区を設定し、国庫補助事業として確認調査を進めたが、この事業最終の平成15（2003）年度になって、伊勢山台地区の第1・2次調査地（高津区千年字伊勢山台437-1）において宅地造成計画が具体化した。こ

の地区では東西に並ぶ総柱建物が検出されており、すでに橘樹郡家正倉群の中心部であると推定されていた。そこで市教委は、事業主体者である民間開発業者と協議し、計画地全体に盛土を行い、遺跡を地下に保存して、将来は遺跡の活用が図れるようにするとともに、橘樹郡家跡の重要性を考慮して、事前に市教委が計画地全体を対象とした確認調査を実施することを決定し、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第7次調査を実施した。

また、平成15（2003）年度には、蟻山地区の第6次調査3区として調査した土地（高津区千年字蟻山521-1）で宅地造成計画が具体化した。この地区では、千年伊勢山台北遺跡や千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第1・2次調査で発見された総柱建物とはやや異なる建物配置をとる総柱建物群の存在が明らかになっていた。そこで市教委は、事業主体者である民間開発業者や土地所有者と協議を行い、第7次調査地点と同様、遺跡を地下に保存できるよう計画地全体に盛土することとするとともに、橘樹郡家跡の重要性を考慮して、事前に市教委が計画地全体を対象として確認調査することを決定し、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第8次調査として実施した。この第7・8次調査は、市単独経費として実施した。

この第1次から第8次に及ぶ橘樹郡衙推定地確認調査事業によって、正倉と推定できる遺構が伊勢山台地区から蟻山地区に分布していること、上原宿地区にも郡家関連遺構が存在することを確認した。こうした調査成果は、平成16（2004）年度に『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡-第1～8次発掘調査報告書-』（以下「確認調査報告書」という。）として刊行され、この事業は完了した。

(c) ガス管理設工事に伴う調査

橘樹郡衙推定地確認調査事業による平成15（2003）年度の現地調査が終わり、確認調査の成果を報告書としてまとめる準備をしていた平成16（2004）年3月、東京ガス株式会社神奈川導管ネットワークセンター（以下「東京ガス」という。）が高津区千年字伊勢山台一帯で実施する、ガス管理設工事計画を確認した。そこで急遽、東京ガスに連絡を取り、当該事業地は川崎市が重点的に調査・保存を進めている橘樹郡家跡内にあたるため、工事着工前に文化財保護法第93条に基づく届出（以下「法93条届出」という。）が必要であるとともに、事前に遺跡の取扱いについて市教委と協議が必要である旨を伝えた。それを受け、東京ガスから今後の取扱いについて市教委に照会があったため、市教委は東京ガスと協議を行った。

東京ガスからは、当該事業が地元市民からの早期着手要請を受けて実施するものであり、平成16（2004）年4月下旬には工事を開始したいとの要望があった。これに対し市教委としては、事業計画地は公道上であるためすでに遺跡が破壊されている可能性は高いが、川崎市の重要な遺跡である橘樹郡家跡内にあたり、遺跡の現状を確認する作業は必要であることを説明した。協議の結果、本来は市教委により事前に試掘または確認調査を実施する必要があるが、地元要望に基づいた事業で着工までは時間がないうえ、当該事業が公道上で占用許可申請や掘削後の仮復旧などが必要となるが、市教委ではすぐに対応できないことから、東京ガスの工事着工に合わせて市教委による工事立会を実施し、遺跡が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、市教委による確認調査を実施する等の措置を講ずることで合意した。また今後、周知の埋蔵文化財包蔵地内でガ

ス管理設工事等を実施する計画が生じた場合には、早急に市教委に連絡し、遺跡の取扱いについて協議することも確認した。協議が成立したのを受け、東京ガスが法93条届出を提出したことから、市教委は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、伊勢山台地区から蟻山地区にかけての公道下でも、郡家関連遺構が遺存していることを確認した。

平成17（2005）年11月になり、平成16（2004）年度の確認通り、東京ガスから市教委に対して、高津区千年から影向寺（宮前区野川：現野川本町3丁目）にかけてガス管理設工事を実施する計画があるとの連絡が入った。第9次調査の結果等から、当該計画範囲についても遺構が現存する可能性が高いため、第9次調査と同様、市教委による工事立会を実施し、遺構が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、市教委による確認調査を実施する等の措置を講ずることになった。その後、東京ガスから法93条届出が提出されたことから、市教委は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、第9次調査同様、遺構が遺存していることを確認した。当該調査は第9次調査に続く調査として、第10次調査と呼称することにした。

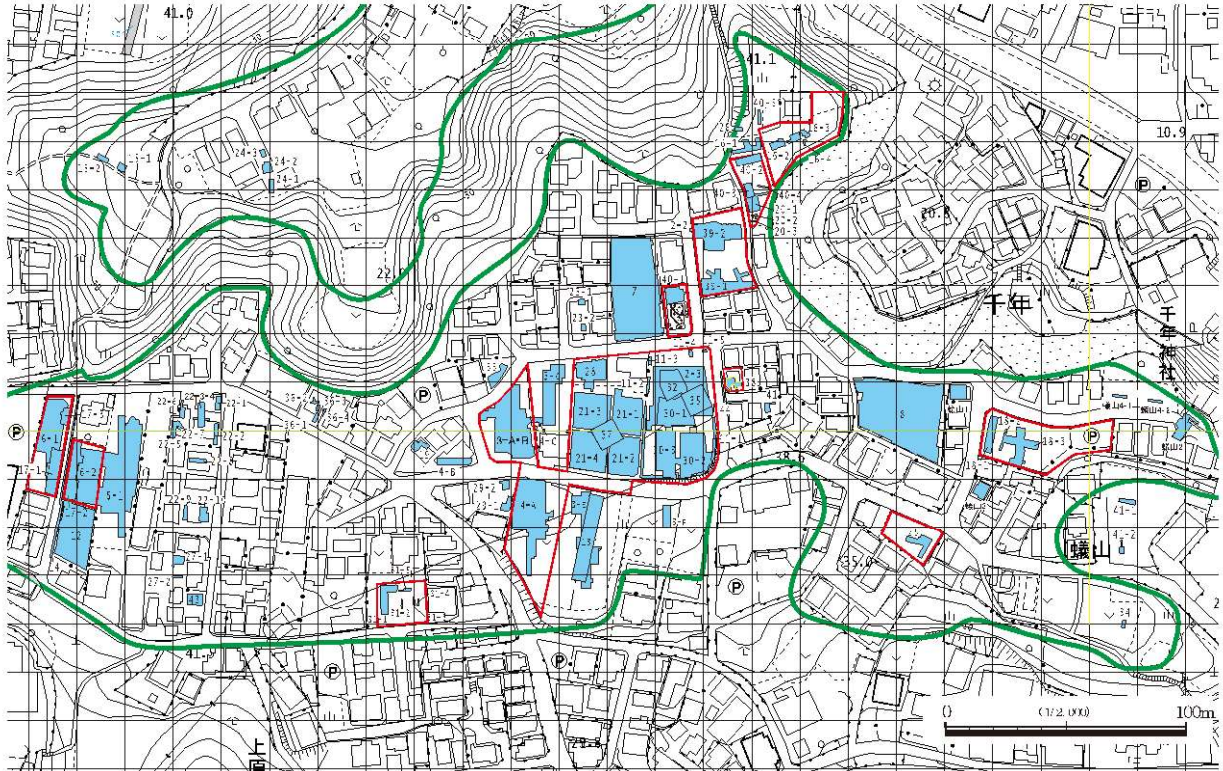
(d) 近年の開発事業に伴う調査（平成25（2013）年度～）

平成25（2013）年6月、川崎市高津区千年字上原宿360-1ほかについて、開発事業者から開発事業の説明と埋蔵文化財に係る取扱いについての照会があった。当該地は、過去に川崎市が実施した橘樹郡衙推定地確認調査事業において調査を実施した上原宿地区内であり、弥生時代の集落跡や環濠が検出されていることから、市教委は遺跡に影響が及ぶ開発を実施する場合、事前の発掘調査が必要になる旨を回答した。その後、市教委と開発事業者で協議を行い、当該地における開発事業は遺跡を地下に保存できる計画とすることで合意したことから、開発事業者に遺跡の詳細なデータを提供するため、市教委が当該地全体の確認調査を第12次調査として実施することとした。その結果、上原宿地区にも官衙関連の大型建物が存在することが確認できた。

また、平成25（2013）年7月上旬、市教委が高津区千年字伊勢山台417-1ほかの土地所有者に橘樹郡家における今後の取組みについて説明を行った際、当該地東寄り約1/3の範囲について天地返し等の土壌改良工事及びビニールハウス建設等の事業計画を実施する意向であることを伝えられた。そこで、市教委は遺跡の取扱いについて土地所有者と断続的に協議を行った。市教委は、当該地が千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第3次調査E区にあたり、すでに橘樹郡家関連遺構を確認しているため、現状のまま遺跡を保存しつつ耕作を続けてもらえるよう調整を図ったが、土地所有者の意向もあり、土壌改良を行う範囲について、事前に記録保存を目的とした発掘調査を実施することになった（第13次調査）。調査の結果、橘樹郡家関連遺構を検出したことから、調査後、改めて土地所有者と遺跡の取扱いについて再度協議を重ねた結果、土壌改良工事などの事業は行わず、これまで通り、遺跡を保存しながら耕作するとの同意を得られ、現状保存として取扱うことができた。

(e) 橘樹官衙遺跡群確認調査事業（平成26（2014）年度～）

平成24（2012）年度に、橘樹郡家正倉院範囲内において集合住宅建設の計画が生じ、



第8図 千年伊勢山台遺跡 [橋樹郡家跡] の調査地点

第2表 千年伊勢山台遺跡 [橋樹郡家跡] の調査一覧

調査原因	年度	回数	調査期間	調査内容	調査面積 (㎡)	調査機関
宅地造成	H8 (1996)	1回	H8 (1996) 年 6月13日～8月9日	宅地造成工事計画に伴う発掘調査	447.5	千年伊勢山台北道跡発掘調査団
橋樹郡内推定地確認調査事業	H10 (1998)	1次	H10 (1998) 年 1月25日～2月11日	橋樹郡家正合群の配置・構造・変遷等の確認	78	(推定) 橋樹郡内推定地調査団
	H11 (1999)	2次	H11 (1999) 年 7月5日～12月9日	橋樹郡家正合群の配置・構造・変遷等の確認	(1地区) 199.5 (2地区) 28 (3地区) 435.5	(推定) 橋樹郡内推定地調査団
	H12 (2000)	3次	H12 (2000) 年 7月21日～10月3日、 H13 (2001) 年 2月27日～3月29日	橋樹郡家正合群の配置・構造・変遷等の確認	(A・B区) 362.6 (C区) 147.3 (D区) 207.1 (E区) 232.5 (F区) 27	(推定) 橋樹郡内推定地調査団
	H13 (2001)	4次	H13 (2001) 年 8月29日～10月15日	橋樹郡家正合群の配置・構造・変遷等の確認	(A区) 371.3 (B区) 12.3 (C区) 12.7 (D区) 141.9	(推定) 橋樹郡内推定地調査団
	H14 (2002)	5次	H14 (2002) 年 7月21日～9月5日、 H15 (2003) 年 2月24日～3月25日	橋樹郡家正合群の配置・構造・変遷等の確認 橋樹郡家防連施設の配置・構造・変遷等の確認	(1区) 407 (2区) 213.2 (3区) 22.8	(推定) 橋樹郡内推定地調査団
	H15 (2003)	6次	H15 (2003) 年 7月15日～9月6日	橋樹郡家防連施設の配置・構造・変遷等の確認	(1・2区) 685.1 (3区) 278.5	(推定) 橋樹郡内推定地調査団
	H15 (2003)	7次	H15 (2003) 年12月 16日～2004年 2月7日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家正合群の配置・構造・変遷等の確認	633.6	(推定) 橋樹郡内推定地調査団
	H15 (2003)	8次	H15 (2003) 年 2月28日～3月30日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家正合群の配置・構造・変遷等の確認	770	(推定) 橋樹郡内推定地調査団
	ガス工事	H16 (2004)	9次	H16 (2004) 年4月26日 ～28日、5月11日～19日 7月21日、6月2日～4日 7月3日、16日～18日	ガス管理設工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家防連施設の配置・構造・変遷等の確認	185
ガス工事	H18 (2006)	10次	H18 (2006) 年1月17日 ～23日	ガス管理設工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家防連施設の配置・構造・変遷等の確認	120	川崎市教育委員会
緑地整備	H19 (2007)	11次	H19 (2007) 年10月22日 ～26日	緑地整備計画に伴う確認調査 橋樹郡家防連施設の配置・構造・変遷等の確認	88.2	川崎市教育委員会
宅地開発	H25 (2013)	12次	H25 (2013) 年7月21日 ～31日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家防連施設の配置・構造・変遷等の確認	327.1	川崎市教育委員会
土壌改良	H25 (2013)	13次	H25 (2013) 年7月21日 ～31日	土壌改良計画に伴う確認調査 橋樹郡家防連施設の配置・構造・変遷等の確認	213.5	川崎市教育委員会
ガス工事	H25 (2013) ～H26 (2014)	14次	H25 (2013) 年3月31日 ～4月2日	ガス管理設工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家防連施設の配置・構造・変遷等の確認	50.6	川崎市教育委員会

ガス工事	H25 (2013) H26 (2014)	14次	H26 (2014) 年3月31日～ 4月2日	ガス管理設工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	50.6	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	H26 (2014)	15次	H26 (2014) 年11月7日～ 11月23日	官衙北側谷戸における遺構等の確認	19.6	川崎市教育委員会
	H27 (2015)	16次	H27 (2015) 年6月17日～ 7月7日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	79.4	川崎市教育委員会
	H27 (2015)	17次	H27 (2015) 年8月1日～9 月15日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	(1区) 103.95 (2区) 97 (3区) 25.4	川崎市教育委員会
	H27 (2015)	18次	H28 (2016) 年1月14日～15 日、2月15日～17日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	(18-1) 106 (18-2) 154.4	川崎市教育委員会
個人住宅	H27 (2015)	19次	H28 (2016) 年3月15日～ 16日	個人住宅建築計画に伴う確認調査 橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	19.4	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	H27 (2015)	20次	H28 (2016) 年3月10日～ 3月23日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	39.6	川崎市教育委員会
	H28 (2016)	21次	H28 (2016) 年11月2日～ 12月14日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	859.2	川崎市教育委員会
宅地開発	H28 (2016)	22次	H28 (2016) 年11月29日、 30日、 H29 (2017) 年 1月11日～13日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	(試掘) 30.8 (確認) 97	川崎市教育委員会
個人住宅	H28 (2016)	23次	H29年 (2017) 年2月23日	個人住宅建築計画に伴う確認調査 橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	12	川崎市教育委員会
宅地開発	H29 (2017)	24次	H29年 (2017) 年4月24日 ～27日、8月22日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 官衙北側谷戸における遺構等の確認	33.6	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	H29 (2017)	25次	H29年 (2017) 年6月19日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	39	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	H29 (2017)	26次	H30 (2018) 年1月25日～23 日、2月20日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	5.9	川崎市教育委員会
個人住宅	H30 (2018)	27次	H30 (2018) 年5月9日	個人住宅建築計画に伴う確認調査 橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	21.3	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	H30 (2018)	28次	H30 (2018) 年11月19日 ～12月14日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	109.7	川崎市教育委員会
個人住宅	H30 (2018)	29次	H30 (2018) 年12月4日	個人住宅建築計画に伴う確認調査 橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	28	川崎市教育委員会
史跡整備	R1 (2019)	30次	R1 (2019) 年11月11日～ 12月27日	史跡整備事業に伴う確認調査 橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	823.4	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	R2 (2020)	31次	R2 (2020) 年7月9日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	57.13	川崎市教育委員会
	R2 (2020)	32次	R2 (2020) 年11月16日 ～12月12日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	102.66	川崎市教育委員会
	R3 (2021)	33次	R3 (2021) 年4月23日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	33.9	川崎市教育委員会
	R3 (2021)	34次	R3 (2021) 年5月31日 ～26日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	4.5	川崎市教育委員会
史跡整備	R3 (2021)	35次	R3 (2021) 年10月18日 ～11月13日	史跡整備事業に伴う確認調査 橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	99.3	川崎市教育委員会
個人住宅	R4 (2022)	36次	R4 (2022) 年4月13日	個人住宅建築計画に伴う確認調査 橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	16.3	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	R4 (2022)	37次	R4 (2022) 年3月5日～13 月20日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	96.3	川崎市教育委員会
個人住宅	R4 (2022)	38次	R5 (2023) 年3月2日	個人住宅建築計画に伴う確認調査 橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	21.7	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	R5 (2023)	39次	R5 (2023) 年10月21日～ 11月15日、11月26日、11 月29日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	315.5	川崎市教育委員会
橋樹官衙遺跡群確認調査事業	R6 (2024)	40次	R6 (2024) 年9月17日～ 10月23日	橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	107.7	川崎市教育委員会
個人住宅	R6 (2024)	41次	R6 (2024) 年10月16日	個人住宅建築計画に伴う確認調査 橋樹郡家区連施設の配置・構造・変遷等の確認	9.8	川崎市教育委員会
宅地開発	R6 (2024)	42次	R6 (2024) 年11月13日	遺構確認なし	19	川崎市教育委員会
個人住宅	R6 (2024)	43次	R6 (2024) 年12月12日	ピット2基検出	28.7	川崎市教育委員会
ガス工事	R7 (2025)	44次	R7 (2025) 年4月8日	遺構確認なし	18.5	川崎市教育委員会

遺跡が破壊される可能性が高まったことから、将来にわたり遺跡の保存を図るため、千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕と影向寺遺跡を橋樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指すことになった。そこで、市教委は、遺跡群の価値を高め、橋樹郡家跡及び影向寺遺跡の全容解明に向けて、平成26（2014）年度から橋樹官衙遺跡群確認調査事業を開始した。その結果、調査成果等からその価値が認められ、平成27（2015）年3月10日に、史跡橋樹官衙遺跡群として指定された。

国史跡指定後、さらに遺跡群の価値を高めるとともに、千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕の全容解明に向け、市教委は調査整備委員会の指導・助言を受けつつ、橋樹官衙遺跡群確認調査事業を実施することとした。この事業に伴い実施した千年伊勢山台遺跡〔橋

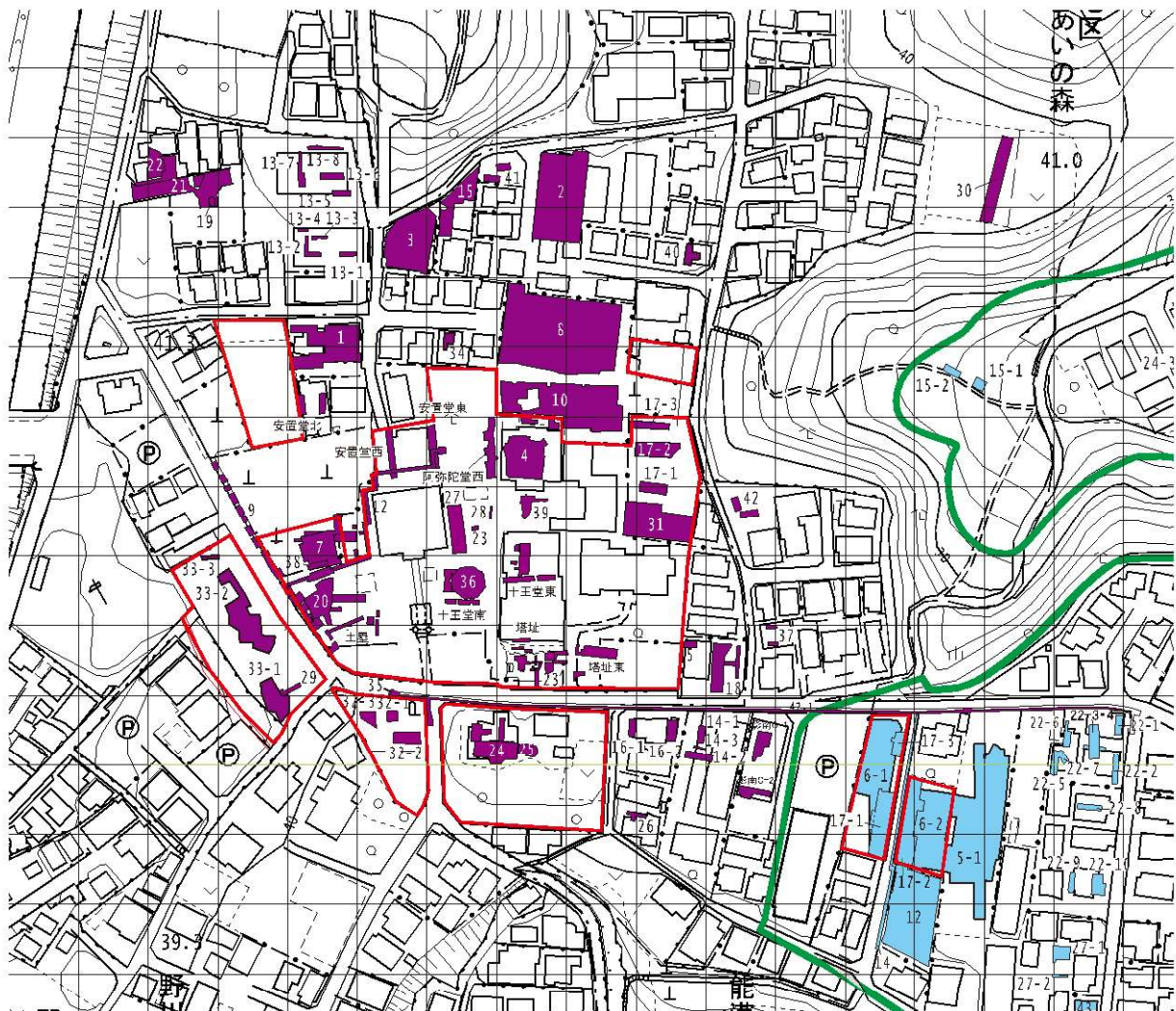
樹郡家跡] の調査は、平成26 (2014) 年度～令和 7 (2025) 年度までに31回実施し、大きな成果をあげている。

なお、第30次及び第35次調査については、史跡整備事業に伴う確認調査である。

以上が、千年伊勢山台遺跡 [橘樹郡家跡] におけるこれまでの調査や市による対応の経緯である。

② 影向寺遺跡

影向寺は、古代から現在まで連綿と法灯が伝えられてきた、南関東屈指の古刹として知られている。また、江戸から多摩川を渡ってすぐという地理的環境もあり、近世後期に編纂された『新編武蔵国風土記稿』、『江戸名所図会』、『江戸名所記』などで紹介されるなど、古くから人々の関心が寄せられてきた。近代以降には、考古学的な関心が向けられ、影向寺及びその周辺で採集される古瓦の研究が行われ、影向寺から出土する古代の瓦には奈良時代の瓦と平安時代の瓦の2種類あることなどが指摘されてきた。その後、影向寺及びその周辺においては、長い間発掘調査が行われることもなく、影向寺の変遷・伽藍の構成など不明な点が多かった。しかし、1970年代に入り、影向寺周辺でも都市化の波が押し寄せ始め、昭和50 (1975) 年、影向寺北側の畑地において住宅建設工事が実施されること



第9図 影向寺遺跡の調査地点

になり、初めてその事前の発掘調査が実施された（第1次調査）。この第1次調査以降、影向寺境内及びその周辺では、住宅建設工事に伴う発掘・確認調査が8回、影向寺関連施設建設工事に伴う発掘調査が4回、影向寺境内墓地整備工事に伴う発掘調査が3回、合計15件の発掘調査が実施された。

平成24（2012）年度になり、将来にわたり遺跡の保存を図るため、影向寺遺跡は千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕とともに橋樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指すことになった。そこで、市教委は、国史跡としてさらに遺跡群の価値を高めるため、影向寺遺跡の全容解明に向けた確認調査を平成26（2014）年度から実施することにした。調査は、調査整備委員会の指導・助言を受けながら実施し、平成28（2016）年度～令和7（2025）年度までに27回（影向寺遺跡第16次調査～第42次調査）を実施している。なお、第21次及び第22次調査については、橋樹官衙遺跡群確認調査事業とは別に、民間開発事業に伴い実施された発掘調査である。

以上が、影向寺遺跡におけるこれまでの調査や市による対応の経緯である。

ウ 社会的調査の成果

(7) 川崎市の概要

史跡橋樹官衙遺跡群が所在する川崎市は、神奈川県東部に位置している。東京都心から

第3表 影向寺遺跡の調査一覧

調査原因	年度	回数	調査期間	調査内容	調査面積 (㎡)	調査機関
確認調査	S50 (1975)	1次	S50 (1975) 年9月5日～9月14日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	116	影向寺遺跡発掘調査団
宅地開発	S51 (1976)	2次	S52 (1977) 4月29日～4月11日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家関連施設の配置・構造・変遷等の確認	350	影向寺遺跡第2次発掘調査団
戸建住宅	S53 (1978)	3次	S53 (1978) 年7月～8月	戸建住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	202	影向寺遺跡発掘調査団
寺院整備	S53 (1978)	4次	S54 (1978) 年8月～9月	阿弥陀堂建設工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	124	竹石健二（日本大学教授）
個人住宅	S53 (1978) ・S55 (1980)	5次	S53 (1978) 年9月12日～13日、S55 (1980) 4月27日～31日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	60	影向寺周辺遺跡発掘調査団
寺院整備	S58 (1983)	6次	S58 (1983) 年3月～4月	太子堂建設工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	70	竹石健二（日本大学教授）
墓地整備	S58 (1983)	7次	S58 (1983) 年7月～8月	墓地整備工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	106	竹石健二（日本大学教授）
墓地整備	S60 (1985)	8次	S60 (1985) 年7月～8月	墓地整備工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	692	影向寺遺跡発掘調査団
寺院整備	H3 (1991)	9次	H3 (1991) 年8月15日～9月	茶地塙設置工事計画に伴う確認調査 橋樹郡家正合群の配置・構造・変遷等の確認	101	影向寺遺跡発掘調査団
墓地整備	H6 (1994)	10次	H6 (1994) 年7月10日～8月28日	墓地整備工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	384	影向寺遺跡発掘調査団
個人住宅	H17 (2005)	11次	H18 (2006) 年1月10日～24日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	60	株式会社上川文化財研究所
寺院整備	H18 (2006)	12次	H18 (2006) 年8月28日～19日、13日	薬師堂防災施設設置工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の配置・構造・変遷等の確認	92.5	株式会社上川文化財研究所
集合住宅	H22 (2010) ・H23 (2011)	13次	H22 (2010) 年12月6日、H23 (2011) 年4月7日	集合住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	70.8	川崎市教育委員会
集合調査	H24 (2012)	14次	H23 (2013) 年3月28日～29日	集合住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	26	川崎市教育委員会
宅地開発	H25 (2013)	15次	H25 (2013) 年9月24日～13月12日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	82.6	有限会社社会学考古学研究所

個人住宅	H28 (2016)	16次	H28 (2016) 年4月13日～14日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	22.7	川崎市教育委員会
橋本官衙遺跡発掘調査事業	H28 (2016)	17次	H28 (2016) 年8月17日～23日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	95	川崎市教育委員会
戸建住宅	H28 (2016)	18次	H28 (2016) 年8月30日	戸建住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	15	川崎市教育委員会
宅地開発	H28 (2016)	19次	H29 (2017) 年2月6日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	3.5	川崎市教育委員会
橋本官衙遺跡発掘調査事業	H29 (2017)	20次	H29 (2017) 年6月13日～7月7日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	77.2	川崎市教育委員会
宅地開発	H29 (2017)	21次	H29 (2017) 年12月26日～1月13日 H30 (2018) 年1月11日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	140	川崎市教育委員会
宅地開発	H29 (2017)	22次	H30 (2018) 年2月7日～29日	宅地開発工事計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	68	川崎市教育委員会
橋本官衙遺跡発掘調査事業	H30 (2018)	23次	H30 (2018) 年6月8日～29日、H31 (2019) 年1月25日～2月11日	古代寺院関連施設（跡跡）の構造・規模・変遷等の確認	(23-1) 17.6 (23-2) 13.6	川崎市教育委員会
橋本官衙遺跡発掘調査事業	H30 (2018)	24次	H30 (2018) 年9月18日、H30 (2018) 年10月4日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	(24-1) 70.3 (24-2) 65.7	川崎市教育委員会
橋本官衙遺跡発掘調査事業	R1 (2019)	25次	R1 (2019) 年6月11日～12日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	18	川崎市教育委員会
個人住宅	R1 (2019)	26次	R1 (2019) 年11月25日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	7.4	川崎市教育委員会
橋本官衙遺跡発掘調査事業	R1 (2019)	27次	R3 (2020) 年1月29日～3月6日	古代寺院関連施設（金堂跡）の規模・構造・変遷等の確認	56.4	川崎市教育委員会
橋本官衙遺跡発掘調査事業	R1 (2019)	28次	R2 (2020) 年3月26日～30日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	1.8	川崎市教育委員会
橋本官衙遺跡発掘調査事業	R2 (2020)	29次	R2 (2020) 年6月22日～23日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	20.7	川崎市教育委員会
橋本官衙遺跡発掘調査事業	R3 (2021)	30次	R3 (2021) 年10月4日～5日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	86.2	川崎市教育委員会
橋本官衙遺跡発掘調査事業	R3 (2021)	31次	R3 (2021) 年10月6日～19日、13日、10月23日～11月2日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	176.1	川崎市教育委員会
橋本官衙遺跡発掘調査事業	R4 (2022)	32次	R4 (2022) 年4月5日～6日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	49.5	川崎市教育委員会
橋本官衙遺跡発掘調査事業	R4 (2022)	33次	R4 (2022) 年6月1日～9日、30日、10月3日～10月12日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	192.9	川崎市教育委員会
個人住宅	R4 (2022)	34次	R5 (2023) 年2月3日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	11.1	川崎市教育委員会
水道工事	R4 (2022)	35次	R5 (2023) 年2月9日～3月13日	水道工事に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	272.8	川崎市教育委員会
橋本官衙遺跡発掘調査事業	R4 (2022)	36次	R5 (2023) 年3月10日～3月15日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	70.0	川崎市教育委員会
個人住宅	R5 (2023)	37次	R5 (2023) 年6月20日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	6.0	川崎市教育委員会
個人住宅	R5 (2023)	38次	R5 (2023) 年9月11日	戸建住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	8.2	川崎市教育委員会
橋本官衙遺跡発掘調査事業	R5 (2023)	39次	R6 (2024) 年7月7日～8月5日	古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認		川崎市教育委員会
個人住宅	R6 (2024)	40次	R6 (2024) 年10月31日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	15.7	川崎市教育委員会
個人住宅	R7 (2025)	41次	R7 (2025) 年7月25日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	16.6	川崎市教育委員会
個人住宅	R7 (2025)	42次	R7 (2025) 年8月26日、9月4日、9月6日	個人住宅建設計画に伴う確認調査 古代寺院関連施設の有無・配置・構造等の確認	43.5	川崎市教育委員会

ほぼ20km圏であるとともに、西側に隣接する横浜市の中心部、横浜駅周辺からも20km圏で、二大都市圏のちょうど中間に位置する。川崎市は、大阪市・京都市・名古屋市・横浜市・神戸市・北九州市・札幌市に次いで、昭和47（1972）年4月1日に政令指定都市に移行した。政令指定都市移行と同時に5区からなる区制を施行したが、昭和57（1982）年に分区を実施し、現在市域は7区の行政区に区分されている。令和7（2025）年5月1日における川崎市の人口は1,556,975人で、世帯数は793,600世帯で、人口密度は10,786人/k㎡である。人口・世帯構成は、市外からの転入等が続き増加しており、今後しばらくこの傾向が続く想定である。

市域の土地利用は、田、畑、山林等の土地利用が年々減少しているが、工業用地、宅地等の土地利用は増加している。令和7（2025）年3月現在、土地利用のうち、優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」は12,728ha（市の総面積の88.2%）、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」は1,707ha（市の総面積の11.8%）である。市内の事業所数、従業者数についての平成26（2014）年度の経済センサス-基礎調査（基幹統計調査）結果では、事業所数は13,149事業所、従業者数は581,131人である。令和2（2020）年国勢調査での就業人口は717,354人で、第1次産業就業者は2,625人（0.4%）、第2次産業126,522人（18.3%）、第3次産業は563,476人（81.3%）となっている。

川崎市内には多くの鉄道路線が通っており、現在東海道新幹線、JR東海道線、JR京浜東北線、JR横須賀線、JR南武線、JR鶴見線、京急本線、京急大師線、東急東横線、東急目黒線、東急大井町線、東急田園都市線、小田急小田原線、小田急多摩線、京王相模原線の6鉄道事業者、15路線、55駅が運行されている。また道路交通網では、東名自動車道・第三京浜国道・東京湾横断道路（アクアライン）・首都高速道路（神奈川1号横羽線・神奈川6号川崎線等）の高速道路や、一般国道1号（第二京浜）・15号（第一京浜）・132号・246号（通称大山街道）・357号・409号（府中街道）等の道路網が整備されている。また、古代に遡ると考えられる神奈川県道45号丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）をはじめ、津久井道と通称される神奈川県道3号（世田谷町田線）等、交通の要衝として多くの道路が存在している。

その他、川崎市には、令和7（2025）年5月1日現在、生涯学習施設として、市立市民館（分館含む）13館、市立図書館（分館・閲覧所含む）13館、県立図書館1館、市立博物館・博物館類似施設5館が所在している。また、川崎市内には、橘樹官衙遺跡群を含め国指定19件（建造物7、絵画2、彫刻1、工芸2、古文書2、書籍・典籍1、考古資料2、有形民俗文化財1、史跡1）、県指定27件（建造物11、絵画1、彫刻3、工芸2、無形民俗文化財4、史跡4、天然記念物2）、市指定117件（建造物19、絵画32、彫刻19、工芸1、書跡2、典籍1、古文書11、考古資料17、史跡1、無形民俗文化財3、有形民俗文化財10、天然記念物1）の合計163件の指定文化財とともに、国登録文化財12件（登録有形文化財10、登録記念物2）、県選定無形民俗文化財1件が存在する。

また市内で、市民生活・市民文化や地域風土等に根ざして継承されてきた文化財を地域の宝として顕彰及び記録し、まちづくり等に寄与することを目的として「川崎市地域文化財顕彰制度」を平成29（2017）年度に創設し、令和7（2025）年4月1日現在、川崎市地域文化財として264件を決定している。

(4) 橘樹官衙遺跡群に関わる法的規制

橘樹官衙遺跡群内に関わる法的規制等には、次があげられる。

①文化財保護法（昭和25（1950）年5月30日法律第214号）

橘樹官衙遺跡群は、平成27（2015）年3月10日に文部科学省告示第38号により国史跡に指定された。史跡指定範囲内は、文化財保護法によって現状を変更する行為等が規制されている（第125条）。また、史跡指定範囲周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（高津区No.95・138・148、宮前区No.5）となっており、開発行為に伴う土木工事等により土地の掘削を行う際、工事着手前の通知又は届出が義務づけられるとともに、埋蔵

文化財の取扱い等について、市教委と協議を行い、必要があれば保存のための措置が求められる。

②都市計画法（昭和43（1968）年6月15日法律第100号）

橘樹官衙遺跡群の史跡指定地は、全域都市計画法による市街化区域であり、用途地域としては第一種低層住居専用地域に指定されている。

③農地法（昭和27（1952）年7月15日法律第229号）

農地又は採草放牧地（第2条第1項）について、所有権を移転する場合または農地以外の用途に転用する場合には農業委員会の許可を受けなければならないとされている（4haを超える場合には農林水産大臣の許可）。橘樹官衙遺跡群の史跡指定地と近接範囲には一部農地が所在する。

④生産緑地法（昭和49（1974）年6月1日法律第68号）

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図るため、建築物その他の工作物の新築、改築または増築、宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立てまたは干拓を行う場合には市町村長の許可が必要とされている（第8条）。橘樹官衙遺跡群の史跡指定地と近接範囲には、生産緑地地区が所在する。

⑤都市緑地法（昭和48（1973）年9月1日法律第72号）

橘樹官衙遺跡群の近接範囲には「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」が所在している。特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等、一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの、○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの、○風致又は景観が優れているもの、または動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもので、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの、等を対象として、都市計画法における地域地区として、市町村（10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行う。特別緑地保全地区に指定された場合、優遇税制等が適用されるとともに、土地所有者は建築行為等の申請が不許可となった時に、市に土地の買入れを申し出ることができる（第17条）。また、譲渡所得には2,000万円控除が適用される等、さまざまな優遇措置が受けられるが、原則として、緑地として永続的に保全することになる。

⑥電気事業法（昭和39（1964）年7月1日法律第170号）

橘樹官衙遺跡群の史跡指定範囲隣接地には、東京電力株式会社が維持管理する送電鉄塔が所在している。送電鉄塔は事業用電気工作物に該当するため、安全に係る技術基準や保安規定が定められている。このため、送電鉄塔周辺において、発掘調査等の事業を実施す